

コーポレート・インバージョンと租税回避

原 田 誠*

はじめに

本稿で問題にとりあげるコーポレート・インバージョン取引は、軽課税国に新設の外国法人を設立し、既存の内国親会社をそれに置き換えることによって、もともと内国に本拠をおいていた多国籍企業が外国法人へと法人組織を変換するような取引である。コーポレート・インバージョンは、国際的な組織再編の一部として行われることにより、租税回避ⁱのための抜け道として用いられる危険性がある。米国では、1990年代後半より、コーポレート・インバージョンを行う米国に本拠をおく多国籍企業が増加した。それに伴い、米国財務省は、2002年2月にコーポレート・インバージョンの米国租税体系と経済に与える影響についての問題を提起した。その発表により、いくつかの法案が議会に提出されたⁱⁱ。The Treasury [2002]は、このような背景の下で、予備報告書として公表されたものである。The Treasury [2002]によるコーポレート・インバージョンの定義は、次のとおりである。コーポレート・インバージョンとは、「内国に本拠を有する多国籍企業が組織再編成を通じて、そのグループ法人の最終的な親会社

が外国事業体となるような一連の取引をいう [The Treasury 2002: 3]」。この場合に、外国での事業活動の所有主が外国へ移動してしまうことによって、自国での課税の機会が永遠に失われてしまうという問題が生じる。さらに、自国での事業活動を行う際に、外国からの借入れを増加させた場合には、利子の支払を損金に算入することにより自国の課税標準が浸食されるという問題も生じる。また、特許、商標権などの知的財産権を外国の事業体に移転させた場合についても、自国企業から外国企業へのロイヤルティの支払いが発生し、損金算入による課税標準の浸食が生じる。

コーポレート・インバージョンの先行研究

Desai and Hines [2002]は、法人が海外移転する際の決定要因を実証研究により検討した。一つ目は、Stanley Workの海外移転による市場の反応の検討を行ったものであり、インバージョンを行う動機が、外国所得課税額の減少を意図するだけでなく、米国での納税額の減少も意図したものであることを明らかにした。第二に統計的な証拠により、外国に多額の資産と負債を有する米国大企業がインバージョンを行っ

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程6年(指導教員 林 正壽)

ている傾向を示した。このことは、外国所得に対する、利息配分ルールを含めた米国の課税制度がインバージョンに多大な影響を与えていることを示している。第三に、外国移転の公表に反応して、株価が平均して1.7%上昇していることを示した。

Desai and Dharmapala [2009] は、米国の外国ポートフォリオ投資のパターンは、米国で用いられる租税体系の下での全世界法人税額に反応して決定されることを示した。法人税率が低い国に対する米国企業のポートフォリオ投資は、外国直接投資に比較して高い傾向にある。Desai and Dharmapala [2009] は、1994年から2005年までの50カ国のパネルデータを用いた実証研究を行っている。その結果、ある国の法人税率の低下は、米国資本の外国ポートフォリオ投資の割合の増加に統計的に有意な反応が見られた。この効果の影響が大きいことも実証された。外国の法人税率の10%の低下は、米国投資家の外国ポートフォリオ投資の持分を、外国直接投資及び他の要因への効果を通じて約10%増加させるという結果を得た。

Desai and Dharmapala [2010] は、コーポレート・インバージョン対策税制を資本輸出中立性を損なうという観点から、「強いフェンス」と呼び批判した。そして、そのフェンスと法人の居住地、支配、管理及び資本調達のための世界市場の関係と門戸開放政策の重要性を指摘した。

Voget [2011] によれば、1997年から2007年までの期間に本国から外国に本社移転を行った多国籍企業は約6%に上る。Voget[2011]は、移転の決定における租税の役割を実証分析した。彼は、過去において本社移転を行った140

社の多国籍企業と移転を行わなかった1943社の多国籍企業の比較分析を行い、外国利潤の本国送金に対する追加課税は、移転に対して有意な効果を与えるという実証結果を得た。その結果によれば、本国送金に対する10%ポイントの租税の増加は、多国籍企業が移転する割合を2.2%ポイント増加させる。そして、その多国籍企業の移転を企業数の増加でみると1/3を越えることとなった。

コーポレート・インバージョンの技術構造

コーポレート・インバージョン取引には、幾つかのステップがある。一般的には、コーポレート・インバージョンの一段階として、タックス・ヘイブン国に外国会社を設立する。この設立は、他の組織再編と同時にされるのがよくあることである。他の組織再編と平行してグループの既存の外国事業の所有権を、既存の外国子会社から新設外国親会社へ移転する。

外国組織再編

Treasury [2002: 4] は、コーポレート・インバージョンの最も一般的な形態として、網羅した訳ではないと断った上で、次の三つを挙げている。

①株式取引

自国の現行の親会社と自国の株主との間に、タックスヘイブン国に新規に設立した外国子会社を介在させる。新設の外国子会社が自国親会社の発行済株式を直接購入するか三角合併ⁱⁱⁱにより取得する。自国親会社は、新設外国子会社の子会社として事業が存続し、自国親会社の株主は、新設子会社と株式交換を行う。取引が完了した時には、グループの事業には変化がなく、唯一、自国親会社の株式が新設子会社に保有さ

れていることだけが異なっている。そして、自国親会社の株主は、新設子会社の株主となっている。

②資産取引

第二の取引は、比較的小規模の法人における企業再編の過程において用いられる方法である。資産取引は、自国親会社を外国の管轄に直接に再編させる方法による。企業法上の問題によるが、自国親会社を新設外国子会社に吸収合併させ、自国親会社の既存の株主に新設子会社の株式と交換させるなどの取引により企業再編をはかる。この取引の結果として、新設の外国親会社は、以前は自国親会社の傘下にあった企業グループを所有し、株主は、以前の親会社の株式の代わりに新設子会社の株式を保有することとなる。

③処分取引

第三の取引は、株式処理と資産取引の両方の要素を有する取引である。自国親会社は、新設外国子会社に保有資産を譲渡し、その資産がそのまま新設外国親会社の自国子会社に現物出資される。したがって、資産はそのまま自国に留まることとなる。外国法人と既存の自国グループ及び株主との間に法人を介在させることは株式処理と同様である。また、外国法人が直接に既存の自国親会社の資産を保有する点で資産処理と同様である。

この三つのどの取引形態を用いても、法人としての事業に実質的な影響は与えない。

(2) その他の再編の問題

外国株主の移転

コーポレート・インバージョンにおいては、

既存の自国親会社の株主を新設の外国子会社の株主へと移転させる手続きが重要となる。株式取引においては、外国子会社と既存の自国親外との間の株式交換を通じて、外国株主の移転が行われる。この場合の新規株式は、無議決権株式が用いられることが多いが、普通株式同様に配当請求権を有している。

資産取引においては、既存外国子会社の株主移転は、組織再編の一段階として行われる。処分取引においては、外国子会社の株主移転は、資産の移転と現物出資を通じて行われる。

会社間の負債の創出の問題

コーポレート・インバージョン取引においては、現存する自国の企業グループと外国親会社との間に負債を作る場合が多いといわれる [Treasury 2002: 6]。このような会社間負債は、組織再編の過程に先立ち、自国親会社が外国親会社に外国親会社の第二種普通株式と引き替えに社債を発行することによって行われることがある。また、会社間負債は、コーポレート・インバージョン取引の後で、同等の価値の資産との交換等により作られることもある。会社間負債は、資産の所在地とは無関係に作り出されることに留意する必要がある。しかし、会社間負債の存在により支払利子が損金に算入され、自国の課税標準を浸食することとなるという問題がある。

米国コーポレート・インバージョン取引に係る潜在的な租税問題

IRC § 367 は、国際的な国境を越えた資産の移転が免税となる場合に「通行料 (toll charge) ^{iv)}」を課すことを目的として設けられた規定である。

IRC § 367 が規制対象とする取引は次の三つである。最初は、米国の資産が外国納税者に移転される「対外」取引である (IRC § 367 (a))。次は、外国納税者によって使用された資産が米国納税者に移転する「対内」取引である (IRC § 367 (b))。第3の取引は、外国納税者により使用される資産が他の外国納税者に移転される、外国から外国への取引である (IRC § 367 (c))。コーポレート・インバージョンより生じる租税問題は、取引の構造とインバージョンを行う法人と株主との事実関係によって異なる。しかし、コーポレート・インバージョンの組織再編の過程においては、株主の段階だけでなく、法人の段階においても様々な租税問題が生じる。ここでは、The Treasury [2002: 7] にしたがって、外国組織再編の技術構造を検討する。

株式取引

通常の株式取引は、IRC § 368 の範囲内で適格組織再編取引として取り扱われる。しかし、株式取引は、外国法人に資産を移転するために § 367 も適用される。つまり、§ 367 (a) のもとの規則により、特定の条件が満たされた場合を除いて、米国法人の株式の対外移転は、課税取引として扱われる。IRC § 367 には、次の条件を満たす場合には米国法人の対外株式移転に課税繰延を認めることとされている (Treas. Reg. § 1.367 (a) - 3 (c) (1))。

- ①米国法人の米国株主が、移転先外国法人株式の総議決権及び総価値の 50% 以下を受け取り、
- ②移転先外国法人の株式の総議決権及び総価値の 50% 以下が従前の米国法人の役員、取締役及び 5% 株主に保有され、

- ③米国法人の 5% 株主がそれぞれ利得認識合意^vを税務当局と締結し、
- ④移転先外国法人が積極的事業活動の基準^{vi}を満たし、
- ⑤特定の申告要件を満たしていること。

株式取引においては、外国の株式取得法人は、重要な資産を有しない新設の事業体となる。§ 367 により、租税目的上、株主が交換による利得を認識することが必要になる。課税対象となる利得金額は、株式の公正市場価格がその株式の調整租税ベースを超過した額に等しい。交換により株主に損失が生じた場合には、租税目的上損失を認識しない。そのかわり、その損失は、取引において受け取る外国親会社株式の租税ベースに留保される。株式取引においては、従前の米国親会社自体は、組織再編取引において課税されないが、米国親会社又は子会社による関連した資産の移転には課税される。

資産取引

資産取引においては、米国親会社による新設外国親会社への資産の対外移転が行われるため、米国親会社は、租税目的上、§ 367 により利得を認識しなければならない (ただし、損失は認識しない)。その計算は、取引時に全ての資産が公正市場価値で売却されたものとして行う。資産取引が § 368 の下で、組織再編における適格取引として扱われる限り、株主段階での第2次課税は行われぬ。この場合、株主は、従前の米国親会社の株式と同様の租税ベースと保有期間を持つ新設外国親会社の株式を保有することとなる。

処分取引

処分取引も上記二つの取引と同様に § 367 の規定に従った課税が行われる (Treas. Reg. § 1.367 (a) -3 (d) (2) (vi))。新設外国親会社に移転された資産が、新設米国子会社に現物出資される取引については、株式取引と同様に取り扱われる。つまり、米国株主が、租税目的上交換による利得を認識する (損失は認識しない)。そして、米国親会社は、これらの資産が米国法人に現物出資されたことに関して、租税目的上利得を認識しない。

しかし、新設子会社へ資産を移転させる取引は、資産取引として扱われることとなる。外国法人へと資産を移転させるため、租税目的上法人レベルで利得を認識し (損失は認識しない)、株主レベルでは、利得は認識しない。

外国法人の内国法人としての取扱規定

IRC § 367 (a) は、適格組織再編、現物出資、子会社清算の規定により米国法人の所有する資産が米国から移転された場合に、その資産の譲渡益を認識する規定である。しかし、株式市場の停滞している場合には、多くの株主にとって、米国法人の公正価値はそのベースを超過せず、本来非課税であるべき取引を課税取引として認識するという機能が働かない。米国議会は、インバージョン取引を防止することを目的として更なる条項を規定した^{vii}。IRC § 7874 は、外国移転事業体及び代理外国法人に対する規定である。「外国移転事業体」とは、基本的に外国法人が代理外国法人となる内国法人又はパートナーシップと定義される。外国法人が、一つの計画又は関連する一連の取引きについて次の要件を満たす場合に、「代理外国法人」として扱

われる。

- ①外国法人が、内国法人により直接又は間接に保有される全資産又は内国パートナーシップの事業継続のための全資産を実質的に取得すること
- ②その取得後に外国事業体の持分割合の 60% 以上が従前の内国事業体に保有されていること
- ③その外国法人を含む拡大関連集団^{viii}が、その外国法人が設立された国において、拡大関連集団の全ての事業に比べて実質的な事業活動を行っていないこと。

外国移転事業体及び代理外国法人の課税の取扱は、所有主の継続の水準に依存する。内国事業体の従前の所有主により保有される代理外国法人における株式 (議決権又は価値) の割合が 80% 以上である場合には、その代理外国法人は、内国歳入法の全ての目的において内国法人として取り扱われる。この場合の所有割合が 60% 以上、80% 未満である場合には、代理外国法人は外国法人として扱われるが、特定の所得又は譲渡益がインバージョンにより外国移転した事業体により認識されるか、10 年間純損失又は税額控除 (IRC § 901 による税額控除を除く) による相殺が認められない。

移転元法人の保有割合が、移転先法人の 50% 以下となった場合には、利得認識合意書の提出により、IRC § 7874 も § 367 (a) も適用されない。

IRC § 367 (a) は、間接的な株式移転に類似する他の組織再編にも適用される。例えば、米国親会社 USCO が、米国子会社 USSub の全株式を保有し、非関連者である Forco が米国新設

法人 Newco の全株式を保有しているとする。USSub は、全資産を Newco に Newco の親会社 Forco の株式との交換により譲渡する。そして、USSub が清算することにより USCO は、Forco の株式を取得する (IRC § 368 (a) (1) (c) における組織再編)。このような場合において、USCO が株式を直接に Forco に譲渡したわけではないにもかかわらず、IRC § 367 (a) が適用され、USCO は、USSub の株式を Forco に対して Forco 株式と交換に譲渡したものと取り扱われる。さらに、IRC § 7874 は、米国株主が外国法人の株式を 60% 以上取得した場合には、間接的な譲渡にも適用される。この場合に、Forco は、所有割合が 80% 以上の時には米国法人として取り扱われ、所有割合が 60% 以上 80% 未満の時には特定の租税属性 (純損失控除と税額控除) が適用できなくなる。

我が国のコーポレート・インバージョン対策合算税制

平成 19 年 5 月 1 日から、会社法の合併対価柔軟化措置によりいわゆる「三角合併」が可能となった。これにより、平成 19 年度税制改正では、三角合併により内国法人の経済実態や株主構成を変えることなく外国法人の子会社とすることが容易となることから、租税回避の手段に使用されないように、軽課税国親法人三角合併の適格性否認 (いわゆる「コーポレート・インバージョン対策合算税制」) が盛り込まれた。

組織再編の適格性の否認

内国法人が行う合併、分割又は株式交換 (以下「合併等」という。) が特定グループ内合併等に該当する場合には、たとえ適格合併等の要

件を満たす場合であっても非適格合併等と取り扱われる (措法 68 の 2 の 3、措令 39 の 34 の 3)。

特定グループ内合併

次のすべての要件を満たすものが特定グループ内合併となる。

①被合併法人と合併法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式の 50% 超を直接又は間接に保有する関係があること^{ix}

②合併法人の親法人が外国法人である三角合併を行っていること

③上記②の外国法人は、法人の所得に課税されていない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有すること、又は合併の日を含む事業年度の開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度のいずれかの事業年度において、その事業年度の所得に対して課税される租税の額がその所得の 20% 以下であったこと。

ただし、③に該当する外国法人であっても、次のすべての要件を満たす場合には、③の外国法人に含まれないこととなる (措令 39 の 34 の 3⑦)。

(i) 株式若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの若しくは著作権の提供又は船舶若しくは航空機の貸付を主たる事業とする者でないこと。

(ii) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要なと認められる事務所、店舗、工場その他の固定的施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。

- (iii) 合併が行われる日を含むその外国法人の事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度において、その行う事業が、卸売業、銀行業等の特定業種とそれぞれの要件に該当する場合

特定グループ内合併から除かれる場合

特定グループ内合併の要件を満たしたとしても次の①～⑤のすべての要件に該当する場合は、特定グループ内合併から除かれることになる(措令39の34の3①)。

特定グループ内合併に該当しない要件

① 事業関連要件

被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と合併法人のその合併前に営む事業のうちいずれかの事業とが相互に関連すること

② 事業規模基準

合併法人が合併前に継続して営む事業に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、被合併法人が合併前に継続して営む事業に係るこれらの額の合計額のおおむね2分の1を下回るものでないこと

③ 事業性要件

合併前の合併前に営む主たる事業が次のいずれにも該当しないこと

- (i) 株式(出資を含む)又は債券の保有
- (ii) 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)又は著作権の提供

④ 事業主体要件

合併法人が合併前に我が国においてその事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工事その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

⑤ 特定役員要件

合併前の特定役員(法税令4の3④二)の過半数が次に掲げる者でないこと

- (i) 被合併法人の役員(法税2一五)若しくは使用人を兼務している者又はその被合併法人の役員若しくは使用人であった者
- (ii) 合併法人に係る外国親法人(法税2一二八)の役員若しくは使用人を兼務している者又はその外国親法人の役員若しくは使用人であった者
- (iii)(i)又は(ii)に掲げる者と特殊の関係にある者(法税令4①)

おわりに

米国においては、1983年から2002年にかけて多くの多国籍企業のコーポレート・インバージョン取引が公表された^x。米国IRC § 7874のように外国法人を内国法人として取り扱うというような規定はわが国にはない。わが国の規定は、「軽課税国親法人三角合併の適格性否認」といわれるように、国内で保有される含み益を持つ資産を外国移転させる取引に網羅的に「通行料」を課すような規定ではなく、その中の一部の取引を範囲とするにすぎない。わが国では、まだコーポレート・インバージョンの実態が顕在化しない段階で、会社法の組織再編の整備に伴い制度が導入されたという制度導入の背景があるからかもしれない。だからといって、米国のようなIRC § 7874のような規定をわが国も導入すべきであるという結論にはならない^{xi}。ま

ず、外国法人を内国法人として取り扱うというような規定は、わが国の移転価格税制、タックス・ヘイブン税制など他の国際課税に関する規定に存在しない。コーポレート・インバージョンの場合にだけ例外規定を設けるデメリットに比較して、そのメリットがあまりないように思える。それに、他の国際課税に関する税制との整合性も図る必要がある。

しかし、OECD 諸国の法人税率は、イギリス(1984)やアメリカ(1986)等の大規模な税制改革を経て減少してきており、他の諸国も追随している。そのなかで、わが国は高い法人税率を維持していることから、資産の外国移転による租税回避に対する規制を検討していく必要がある。

[投稿受理日 2011.11.19 / 掲載決定日 2011.12.8]

参考文献

- Office of Tax Policy Department of Treasury, [2002] *Corporate Inversion transactions: Tax Policy Implications*. Department of Treasury, Washington D.C.
- Desai, M.A. and Dhamapala, D. [2009] Taxes, Institutions, and Foreign Diversification Opportunities. *Journal of Public Economics*, 93(5-6), 703-714
- [2010] Do Strong Fences Make Strong Neighbors? *National Tax Journal*, 63(4-1), 723-740
- Desai, M.A. and Hines, Jr. J.R. [2002] Expectations and Expatriations: Tracing Causes and Consequences of Corporate Inversions. *National Tax Journal* 55(3), 409-440.
- Doernberg, R.L. [2009] *International Taxation Eighth Edition*. Thomson/Reuters, Minnesota
- Voget, J. [2011] Relocation of Head quarters and International Taxation. *Journal of Public Economics*, 95, 1067-1081

金子宏 [2011] 『租税法 [第 15 版]』 (弘文堂)

山崎昇 [2007] 「コーポレート・インバージョン (外国親会社の設立) と国際税務」 『税大論叢』 54 号

注

- i 租税回避 (Tax Avoidance) とは、金子 [2011] によれば、「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理性がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除すること」をいう [金子 2011: 114]。脱税 (Tax Evasion) は、課税要件を仮装隠ぺい行為によって逃れる行為であり、租税回避とは区分される。
- ii H.R.3884, Corporate Patriot Enforcement Act of 2002; H.R.3922, Save America's Jobs Act of 2002; H.S.2050; S.2119, Reversing the Expatriation of Profits Offshore Act; H.R.4756, Uncle Sam Wants You Act 2002
- iii 外国子会社が、さらに通過的な外国子会社を設立し、そこに自国親会社を吸収合併させる。
- iv IRC § 367 は、通行料を効果的に課すため、米国税納者の法人の適格組織再編による課税繰延の恩典を否定している。[Doernberg 2009: 419]
- v 利得認識合意 (G.R.A.: Gain Recognition Agreement) によれば、移転元法人の株式又は実質的な全ての資産が最初の移転から 5 年以内に譲渡された場合に、納税者は、当初取引で認識しなかった利得及び利子を実現利得として申告することとなる (Treas.Reg. § 1.367 (a) -8)。
- vi 積極的事業活動の基準は次のことを要件とする (Treas.Reg. § 1.367 (a) -3 (c) (3))。
- ① 移転先外国法人が、取引以前の 36 ヶ月の期間、米国外において積極的事業活動を行っていること。
 - ② 取引の時点において、事業活動の譲渡又は中止を行う意図がないこと
 - ③ 移転先外国法人の公正市場価値が米国法人の公正市場価値以上であること。
- vii 2004 年米国雇用創出法 (American Jobs creation Act of 2004) により導入された。
- viii 拡大関連集団 (Expanded Affiliated Group) とは、

外国法人による持分割合が50%超の関連がある全ての法人集団をいう。

- ix 同一の者によって2つの内国法人がそれぞれの発行済株式の50%超を直接又は間接に保有される関係がある場合は、①の関係に含める（措令39の34の3⑩二）
- x Desai and Hines [2002: 418-420] によれば、1983年にMcdermott社がパナマへ課税株式の移転から、2002年のStanley Tools社のバミューダへの課税株式移転まで24社の上場企業の移転が公表されている。
- xi 山崎 [2007: 84] は、軽課税国所在法人に対する管理支配地基準の導入について、「PE課税やタックス・ヘイブン課税が機能することから、現時点では、そこまでの必要はない」と述べている。